

その他

『女性の人権ホットライン』強化週間

高知地方方法務局と高知県人権擁護委員連合会では、女性の人権問題解消に向け、電話相談の強化週間を実施します。

期間中は、土・日曜日も相談をお受けし、また、平日は時間を延長し、19時まで相談をお受けします。相談は無料、秘密は厳守します。

【実施期間】

11月15日（水）～21日（火）
【時間】8時30分～19時
※土・日曜日は10時～17時

【開設場所】

高知地方方法務局人権擁護課
※土・日曜日は高松法務局人権擁護部

【電話番号】

0570・070・810
（全国共通ナビダイヤル）
※一部のIP電話からは利用できない場合があります。

【取扱内容】ドメスティック・バイオレンス、セクシユアル・ハラスメント、ス

トーカー、離婚問題、暮らしの悩みごとなど女性をめぐる人権問題

【問い合わせ先】

高知地方方法務局人権擁護課
☎088・822・3331
※受付時間は平日8時30分～17時15分

『Sマーク』を

ご存知ですか！

県では、理容・美容・クリーニングの3業種で、厚生労働大臣の認めたルールに従って、安心・安全・清潔のサービスを提供しているお店を、標準営業約款登録店舗とし、Sマークの表示でお知らせしています。

毎年11月を標準営業約款普及登録推進月間として、消費者の皆さんへはSマークの周知、業者の方には登録を呼びかけています。



お近くのお店でSマークを探してみませんか。

【問い合わせ先】（公財）高知県生活衛生営業指導センター
☎088・855・5100

犯罪被害者週間

誰もが、ある日突然、犯罪に巻き込まれ、命を落としたり、怪我を負ってしまふ可能性があります。

国、地方公共団体、民間支援団体等では、犯罪の被害に遭われた方々が平穏な暮らしを取り戻せるよう、関係機関が連携し、切れ目のない支援に取り組んでいます。その一つとして、毎年11月25日から12月1日まで『犯罪被害者週間』と定め、犯罪の被害に遭われた方々への理解をより一層深めるために集中的な啓発事業を行っています。

もし、あなたや、あなたの大切な人が被害に遭ったらと考えるとみてください。皆さんの理解が、犯罪被害者の方々の支えとなります。香美市でも、総務課に総合的対応窓口を設置し、必要な支援を提供できる機関の情報提供などを行っていますので、ご相談ください。秘密は厳守します。

【問い合わせ先】

総合的対応窓口（総務課内）
☎53・3111

相談窓口(機関名)	連絡先・相談窓口	相談窓口(機関名)	連絡先・相談窓口
犯罪被害全般	警察 警察総合相談窓口電話	088-823-9110 #9110 (24時間対応)	警察 警察総合相談窓口電話
	警察 犯罪被害者ホットライン	088-871-3110 (月～金 8時30分～17時15分 土・日・祝日・年末年始を除く)	#8103 (ハートさん) (24時間対応)
	高知県 犯罪被害者等支援相談窓口	088-823-9340 ※面接相談は要予約 (月～金 9時～12時、13時～16時 土・日・祝日・年末年始を除く)	性暴力被害者サポートセンターこうち
	こうち被害者支援センター	088-854-7867 ※面接相談は要予約 (月～金 10時～16時 土・日・祝日・年末年始を除く)	080-9833-3500 0120-835-350 (月～土 9時～17時 日・祝日・年末年始を除く) ※上記時間外も国のコールセンターに自動転送して24時間365日対応

皆さん「事業承継」の準備は進んでいますか？

経営者の皆さん、60歳になったら準備を！

事業承継の取組は、後継者の育成も含めると5年から10年かかると言われており、早期かつ計画的な取組みが必要です。経営者の皆さん、60歳を過ぎたら準備をはじめましょう。

まずは、事業承継に関する公的な無料相談窓口である高知県事業承継・引継ぎ支援センターや取引金融機関、顧問税理士等にご相談ください。

専門家のサポートを受けながら、県の補助金や融資制度等の支援制度を活用し、徐々に事業を引き継いでいくことをお勧めします。

事業の拡大を目指す経営者の皆さん、起業・創業を希望される皆さん

中山間地域で経済や雇用を支えている、地域に必要な事業を引き継いでみませんか？

高知県では令和5年度から新たに、事業承継（M&A）の買い手の方に向けて、中山間地域で地域に必要と認められる事業を引継ぐ際の、事業の買収に係る費用と、承継後の取組に係る費用を支援する補助金をスタートしました。

補助金を利用することで、費用負担を抑えて事業を引継ぐことができますので、活用をご検討される方は、高知県事業承継・引継ぎ支援センターまたは高知県庁 経営支援課へご相談ください。

県の補助金、融資制度については下記をご覧ください

【高知県経営支援課ホームページ】<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150401/2022111800018.html>

【事業承継に関する無料相談窓口】
高知県事業承継・引継ぎ支援センター
TEL：088-802-6002
〒780-0870 高知市本町4-1-32
(こうち勤労センター4階)

【補助金・融資制度についてのお問合せ】
高知県商工労働部経営支援課
(事業承継・診断担当)
TEL：088-823-9697
E-mail：150401@ken.pref.kochi.lg.jp



▲高知県経営支援課ホームページ

11月は児童虐待防止推進月間

ストップ！児童虐待



児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。

虐待を受けていると思われる子どもがいたり、ご自身が出産や子育てに悩んだときは、ためらわずに相談窓口へ相談してください。あなたの行動が、子どもたちの未来を守ります。

虐待かな？と思ったら
すぐ連絡してください。

■相談窓口
高知県中央児童相談所
☎088-821-6700
児童相談所全国共通3桁ダイヤル ☎189
香美市家庭児童相談室
☎53-3144
※緊急時は警察へ110番を！！

児童虐待とは・・・？

身体的虐待	殴る・蹴る・たたく・投げ落とす・激しく揺さぶる・やけどを負わせる・溺れさせる・家の外にしめだす等
性的虐待	子どもへの性的行為・性的行為を見せる・ポルノグラフィの被写体にする等
ネグレクト	家に閉じ込める・食事を与えない・ひどく不潔にする・自動車の中に放置する・重い病気でも病院を受診させない等
心理的虐待	言葉による脅し・無視・きょうだい間で差別的な扱いをする・子どもの目の前で家族に暴力を振るう(DV)等